

別記様式（第4条関係）

会 議 録

会 議 の 名 称	令和5年度第1回朝霞市環境審議会	
開 催 日 時	令和5年7月26日（水） 午後2時00分から午後3時30分まで	
開 催 場 所	朝霞市役所 別館2階 全員協議会室	
出 席 者	委員（10人／15人） 小島委員、小野委員、栗田委員、外山委員、永井委員、 長谷川委員、原田委員、平塚委員、松村委員、湯尾委員 （五十音順） 事務局5人 石井環境推進課長、五十嵐課長補佐兼環境推進係長、高橋環境推進課専門員兼環境対策係長、磯部主任、内田主任	
会 議 内 容	(1) 朝霞の環境（令和4年度環境推進課所管分）について (2) その他	
会 議 資 料	<ul style="list-style-type: none"> ・ 次第 ・ 委員名簿 ・ 資料1 朝霞の環境（令和4年度年次報告書）（環境推進課所管分） ・ 資料2 第3次朝霞市環境基本計画 ・ 資料3 朝霞市住み良い環境づくり基本条例 	
会 議 録 の 作 成 方 針	<input type="checkbox"/> 電磁的記録から文書に書き起こした全文記録	
	<input checked="" type="checkbox"/> 電磁的記録から文書に書き起こした要点記録	
	<input type="checkbox"/> 要点記録	
	<input type="checkbox"/> 電磁的記録での保管（保存年限 年）	
	電磁的記録から文書に書き起こした場合の当該電磁的記録の保存期間	<input checked="" type="checkbox"/> 会議録の確認後消去 <input type="checkbox"/> 会議録の確認後 か月
会議録の確認方法 議事録署名人による確認		
そ の 他 の 必 要 事 項	傍聴人 0人	

審議内容（発言者、発言内容、審議経過、結論等）

◎開会

事務局（五十嵐補佐）

本日は、大変ご多忙のところ、お集まりいただきありがとうございます。それでは定刻となりましたので、ただ今から、令和5年度第1回朝霞市環境審議会を開催いたします。初めに、本日の審議会の出席委員は、総数15名中10名でございますので、「朝霞市住み良い環境づくり基本条例」の第20条第2項の規定で定めております過半数の出席を満たしておりますので、会議が成立することを御報告させていただきます。なお、4号委員であります水久保委員、5号委員であります木村委員と山本委員、6号委員であります平井委員と岩上委員におかれましては、本日所要のため欠席との御連絡を受けております。また、委員の方につきまして、異動等により15名のうち1名の委員が変更となっておりますので、ここで御紹介させていただきます。事務局より新たに委員となられました方のお名前をお呼びさせていただきますので、お返事だけ頂戴いただければと思います。朝霞市リサイクルプラザ企画運営協議会の平塚委員でございます。ありがとうございました。

（資料の確認）

となります。

また、机の上に1枚用紙を置かせていただいております。本日の資料1朝霞の環境（案）の59ページです。令和4年度の朝霞市環境審議委員名簿が令和3年度名簿から変更しておりませんでした。申し訳ございません。差し替えをお願いします。不足等がございましたら、お知らせください。なお、審議会の議事録の作成のため、内容を録音させていただきますので、あらかじめ御了承ください。それでは議事の運営につきましては、「朝霞市住み良い環境づくり基本条例」第20条の規定により、会長が議長を務めることとなっておりますので、松村会長に議事の進行をお願いしたいと存じます。それでは、松村会長、議事の進行をよろしく願いいたします。

松村会長

御紹介をいただきました松村でございます。今日初めての委員もいらっしゃいますので、よろしく申し上げます。大変暑い中、お越しいいただきありがとうございます。先ほど、事務局から御紹介いただきました朝霞の環境について、これから御説明を承って、審議をしていただきます。今、第3次朝霞市環境基本計画がスタートしております。従いましてお手元でございます朝霞の環境は前回の第2次朝霞市基本計画をもとに作成したものを現在、進行中の第3次朝霞市環境基本計画に沿って作り直したものになります。この後、事務局からも御説明あるかと思いますが、資料1の表紙を御覧いただくと環境推進課所管分と記載されています。まずは環境推進課の担当分の御説明を承って、次回、11月には朝霞市全体について中身を盛り込んだものを改めて御審議をいただくという段取りになっています。従いまして今日、朝霞の環境全体について御意見を出すことは難しいです。ま

ずこれからの事務局の御説明について忌憚のない御意見をいただければと思います。事務的なことをお願いしたいと思います。恒例である審議会の議事録署名人の選任をさせていただいております。これまで議員による輪番制をさせていただいており、今回は、長谷川委員と小野委員にお願いをしたいと思います。それでは早速、議事次第に沿いまして事務局から御説明を頂戴したいと思います。よろしくお願いたします。

事務局（石井課長）

それでは、朝霞の環境(令和4年度年次報告書)(案)について御説明いたします。朝霞の環境は、朝霞市住み良い環境づくり基本条例に基づきまして、本市の環境の状況及び環境保全等に関して講じた施策に関する報告書として、毎年度作成し、公表しております。今回お配りしております朝霞の環境は、環境推進課が所管している内容でございます、9月の市議会で議員の皆様へ配付するものでございます。議会にお配りする前に、審議会の皆様の御意見を頂戴し、よりよい内容のものを作成したいと考えております。なお、次回の審議会におきまして、環境推進課以外の事業を加えた内容のものを御審議いただき、最終版として公表する予定でございます。それでは、表紙をめくっていただきますと、左右見開きで、環境施策の体系が掲載されております。これは、昨年度からスタートしました第3次環境基本計画の体系で、令和13年度までの計画期間において、「みんなでつくる 水とみどり豊かな環境にやさしいまち 朝霞」の実現を目指すものでございます。次に、もう一枚めくっていただきまして、右側の目次を御覧ください。目次に記載しております項目のうち、網掛けの部分は環境推進課以外の課などが所管している事業でございますので、本日は、網掛け以外の部分につきまして、令和4年度の主な取り組みを御説明いたします。1ページを御覧ください。このページでは、環境目標が、自然と人との共生ということで、その個別目標、1-1生き物がすめる環境を大切にすることということでございます。そしてこの生き物がすめる環境を目標に1健全な水循環の形成2生物の生息・生育環境の保全3生物多様性の確保という施策を実施いたしました。健全な水循環の形成では、湧水池の汚染状況の概況を把握するため、広沢の池の水質調査を実施しており、トリクロロエチレン等の基準値超過はございませんでした。その下の3生物多様性の確保では、外来生物の計画的な防除ということで、特定外来生物であるアライグマにつきまして、埼玉県防除実施計画に基づき、罠により76頭の捕獲を行いました。続きまして、5ページを御覧ください。環境目標2快適な生活環境の確保2-1きれいな空気をまもるということで、大気環境の保全でございます。大気環境の保全では、二酸化窒素調査、大気粉じん調査、公共施設アスベスト調査、ダイオキシン類調査を実施しまして、その結果を6ページに掲載してございます。令和4年度は、全て基準値に適合しております。続きまして、12ページを御覧ください。2-2きれいな水と土をまもる1河川の水質保全でございます。河川の水質の監視ということで、河川調査、小排水路調査など、1から7までございますが、こちら水質調査の結果を14ページ、15ページに記載しております。14ページ、①河川調査ですが、2月の調査におきまして、新河岸川の新宮戸橋付近と内間木橋付近で全亜鉛が、基準値を超えて不適合となっております。全亜鉛につきましては、

流入水による土壌成分の混入での基準超過と考えられるため、対応として簡易方法による水質検査を月1回実施し、経過観測を継続しております。なお、簡易検査では今のところ不適合は出ておりません。追加項目の化学的酸素要求量（COD）とふん便性大腸菌群につきましては、黒目川の新高橋付近とはあとびあ付近の2地点で年2回調査しておりますが、令和4年度は、水浴場水質判定基準によりますと適及び可となっております。前年度は不適だったのですが、令和4年度につきましては適及び可という結果となっております。④地下水調査では、1地点でテトラクロロエチレンが基準値を超過いたしました。基準値を超えた地点については、引き続き定点観測を行うとともに、井戸の所有者に飲用しないようお願いをしております。⑥魚類調査ですが、市内の3河川において、魚類22種、甲殻類4種、両生類1種、は虫類2種が確認されました。魚類調査につきましては、魚類が7種、爬虫類が1種前年度より増えており、甲殻類が1種減っております。⑦水質汚濁防止法特定事業所立入調査では、埼玉県西部環境管理事務所と連携し、6事業所に対して構造基準の立入調査を実施したところ、いずれも基準に適合しておりました。続きまして18ページ、2-3快適で住み良いまちをつくる1騒音・振動の防止ということで、①自動車等の騒音・振動の監視でございます。令和4年度は、市内の主要幹線道路の2路線3区間について、自動車騒音の常時監視を実施しており、19ページの表がその結果でございます。調査地点がA、B、Cとありますが、3地点とも騒音レベルが環境基準値以内でございました。続きまして、24ページ下段の3環境美化の推進でございます。①散乱ごみ・不法投棄対策につきましては、次ページ上段の表でございます、環境美化パトロールを9人の環境美化推進員が行っておりまして、毎月清掃活動や市内の散乱ごみの報告、イエローチョーク作戦などの活動を行っていただいております。また、同表の路上喫煙・ポイ捨て防止キャンペーンにつきましては、令和3年度に引き続き、新型コロナウイルス感染拡大防止のため中止となりました。同じページの2不法投棄対策につきましては、主な不法投棄物の処分件数を下段の表に掲載しております。不法投棄の防止につきましては、啓発看板の設置や広報等での啓発活動を行うとともに、職員による巡回パトロールや業者委託による監視パトロールを年24回、夜間から早朝にかけて実施しております。近年の不法投棄の傾向としましては、令和4年度は少し増えましたが、経年では自転車の不法投棄が減少しております。26ページ、きれいなまちづくり運動は、町内会、自治会の協力を得まして、市内全域で春と秋に実施しております。近年、新型コロナウイルスの感染拡大防止のため中止となることもありましたが、昨年度につきましては、春、秋ともに実施することができました。その時に回収されましたごみの状況を表に掲載しております。次に27ページ、②路上喫煙の防止につきましては、表を御覧いただきたいと存じますが、路上喫煙の監視員によるパトロールの実績としまして、朝霞駅、朝霞台・北朝霞駅で指導した件数を掲載しております。令和4年度は、年間パトロール数が96日で、週2回、平日の午前6時から午前10時まで実施しております。喫煙者に対する指導回数につきましては、合計1,986回で、令和3年度が2,630回でございますので、644回指導回数が減っている状況でございます。今後につきましてもマナー向上の啓発を継続してま

います。28ページ、③ペットマナーの向上ですが、中段の表に畜犬登録・注射済票の交付数を掲載しております。飼い犬につきましては、狂犬病予防法により、自治体への登録と年1回の予防注射の接種が義務付けられておりまして、令和4年度末の登録数は、4,685頭、注射済票の交付数は、3,021件、接種率は、64.4%でございました。なお、県内市町村の平均接種率は、71.5%でございますので、接種率向上に向け、制度の周知啓発に努めてまいりたいと考えております。続きまして、31ページ、動物愛護パネル展でございます。9月の動物愛護週間に合わせて中央公民館・コミュニティセンターで、動物愛護団体の協力によるパネル展を開催し、動物の愛護と適正な飼養、ペット防災やTNR活動などの周知啓発を行いました。次に33ページ、⑥鳥獣・害虫被害の防止で、中段のスズメバチの巣の駆除でございます。市では、人に危害を及ぼす恐れのあるスズメバチの巣の駆除を業者委託により実施しておりまして、令和4年度の駆除件数は、28件でございました。次に37ページ、環境目標3脱炭素・循環型社会の推進でございますが、3-1クリーンなエネルギーをつくる、本市では、住宅用太陽光発電設備、家庭用燃料電池（エネファーム）、定置用リチウムイオン蓄電池の設置費の一部を補助しておりまして、その実績を掲載しております。なお、今年度からは、補助対象機器にHEMSという電気等の使用量を見える化する機器とV2Hという電気自動車と家庭へ相互に電力を供給する機器を追加しまして、HEMSには、1万円、V2Hには10万円の補助を行っております。40ページ、②地球温暖化対策実行計画の推進でございます。地球温暖化対策実行計画は、1区域施策編と2事務事業編がございまして、区域施策編は、市域全体の温室効果ガスを、事務事業編は、市の事務事業で生じる温室効果ガスを削減する計画でございます。区域施策編では、平成25年度を基準としまして、令和4年度から令和12年度までの9年間で温室効果ガス総排出量を46%削減することを目標としており、事務事業編では、同じく9年間で38%削減することを目標としております。申し訳ありません、訂正をお願いしたいのですが、41ページ中段の表で、第4次朝霞市地球温暖化対策実行計画事務事業編の実績値とありますが、現在実績値につきましては、集計を行っているところでございますので、実績値のところを目標値に訂正させていただきます。次回の審議会では実績値を掲載させていただきます。温室効果ガスの排出抑制対策につきましては、令和4年度に市庁舎の照明をLED化いたしました。また今年度につきましては、先ほど申し上げましたHEMSとV2Hを補助対象機器に加えるとともに、省エネエアコンの買換え補助制度を7月にスタートしたほか、公用車への電気自動車2台の導入、小学校の増築工事に合わせて太陽光発電設備を設置する予定でございます。今後におきましても地球温暖化対策実行計画の推進に努めてまいります。続きまして、50ページ、環境目標4パートナーシップによる環境活動の推進4-1環境についてみんなで学ぶでございます。1環境教育や環境学習の機会の提供では、子どもたちの自主的な環境学習や活動を支援するため、環境省が後援しておりますこどもエコクラブの活動や登録についての情報発信を行っております。令和4年度につきましては、市内に3クラブが登録しております。51ページ、あさか環境かるたでございます。子どもから大人まで分かりやすく、楽しみ

ながら、環境について学んでいただけるように令和4年度にあさか環境かるたを作成しました。市のホームページでデータをダウンロードすることが可能で、文字ごとに関連するリンクを掲載しておりますので、より深くテーマについて学習することが可能でございます。今後もあさか環境かるたの周知に努めてまいりたいと考えております。絵札と読み札と解説の3種類で1セットになっておりまして、お子様の夏休みの宿題に読んでいただくと同時に自分で考えて作っていただけるのではないかと提供させていただいております。52ページ、4市民団体の環境保全活動支援ということで、あさか環境市民会議の活動を紹介しております。最後に54ページ、環境美化ポスターの募集と入選者の表彰ということで、市内の小学3年生・6年生を対象に、ポイ捨て、路上喫煙、犬のフン尿対策というテーマでポスターを募集したところ、229点の応募があり、12点の入選作品が選ばれております。55ページにその入選作品を掲載しております。こちらの作品につきましては産業文化センター2階図書館分館前と市役所市民ホールに掲示いたしまして多くの皆様に鑑賞いただきました。駆け足で申し訳ございませんが、以上が朝霞の環境（環境推進課所管分）についての説明となります。御審議のほどよろしくお願いいたします。

松村会長

ありがとうございました。御説明いただきましたが、御質問なり御意見なりありましたら頂戴できればと思います。いかがでしょうか。

小島副会長

表紙のかるたについてなのですが、挿絵に環境推進課が取り組んでいることが掲載されていて、去年は急速充電器の写真でした。今年のはかるたになっていてとてもいいなと思いました。表紙だけでも何をやっているかお知らせできると思います。せっかくですので、ぼぼたんのカードの文字が全部読めないのが、3ページのように内容が読めるようにした方が、次に読み進もうかなと思ってもらえると思います。環境推進美化活動をしているページも24～27ページに掲載していますと参照に入れてもらえる少し、そちらの方に読み進める人がいらっしゃるかなと思いました。ごみ拾いがどのような感じなのかピンとこない人もいると思うので環境美化活動のページに飛べると写真のように理解していただけるかなと思いました。

松村会長

表紙のかるたの写真は重なっていてもいいけど51ページの写真は重なってなくてもいいですね。一番右の写真が載っていてもいいですね。このQRコードはなんですか。

事務局（五十嵐補佐）

QRコードを読み取っていただくとホームページのあさか環境かるたのページに飛べるようになっております。

松村会長

それはどこかに書いてあるのですか。QRコードがあるとホームページに飛ぶとみんな思うのですか。

事務局（五十嵐補佐）

QR コードから飛ぶとより詳しい情報が得られます。

松村会長

どこに飛ぶかだいたい予想できるのですね。

事務局（五十嵐補佐）

関連しているところに飛ぶのだなとわかると思います。しかし、すぐにわからない人もいらっしゃるので、QR コードの下にあさか環境かるたのホームページに飛びますというように説明書きを入れるか検討したいと思います。また、表紙の説明書きが見えなくなっていると御指摘いただき、ありがとうございました。説明書きがあることが重要ですので、せっかく載せるのであれば工夫してみたいと思います。

平塚委員

ホームページを見るとかるたを取っている絵が大きくなっていて、かるたの写真が小さいです。せっかくでしたらかるたの写真をもっと大きくしてフューチャーした方がいいかなと思いました。

事務局（五十嵐補佐）

ありがとうございます。検討させていただきます。

松村会長

他にいかがですか。

外山委員

あさか環境かるたに関係した質問ですが、QR コードはホームページに飛ぶということで、私の感覚だとあさか環境かるたの印刷するページに直接行くのかなと思いました。ホームページではなくて、このかるたを印刷するあさか環境かるたの読み札や絵札のページに行くと思いました。かるたの横にQR コードがあるので。もちろん、ホームページに行けばホームページの中に読み札等を探せばリンクは出ているのですが、私の感覚だとかるたの横にあると、かるたをダウンロードするためのQR コードだと思ってしまいます。ですからこのQR コードはホームページです。かるたのダウンロードリンクもあります。と書いていただいた方がより親切かなと思います。

事務局（五十嵐補佐）

ホームページのトップにいつてしまうので、わかるように説明書きを加えさせていただきますと思います。

松村会長

今の事務局説明が全然納得できませんでした。ここはこういう風になっているという理屈を聞いているのではありません。読者が見たときには、かるたの紹介だからかるたに飛ぶと思います。ホームページに飛べば、かるたにたどり着きます。それはその通りだけど、編集の意図は別にして読者にわかりやすい工夫をされた方がいいような気がします。最終的には事務局でお考えいただければいいのですが、例えば市役所の環境のホームページに行くQR コードがどこかにあって、ここは文字通りかるたのページに直接行くことにな

ってもおかしくないと思います。そこで何を訴求したいかももう一度御検討ください。この後も御意見があるかもしれないので、委員からの御意見を承って事務局で御検討いただければと思います。何が悪いではなく、どうやったら事務局の思いが市民の人に伝わるかを考えてください。他に御意見があればいかがでしょうか。では私から何点かあります。まず、この目次で白黒印刷のせいだと思うのですが、網掛けのところの色を薄くした方がいいと思います。これだと黒に塗っているように思えます。単純に網掛けなのですよね。次に、2ページで下にハクビシンとタヌキが書いてあります。その中の米印に市でむやみに捕獲・駆除ができません。と書いてありますがどういうことですか。

事務局（五十嵐補佐）

先ほど、課長の説明がありましたようにアライグマについては埼玉県の防除計画で私共が罠をかけて捕獲することができるのですが、ハクビシン、タヌキについては特定外来生物ではないので原則は捕獲・駆除はできません。ただ農家や古い家屋にて、なるべくハクビシン・タヌキが入ってこないように防除等をしてもおかつ、被害が著しく、例えば、農作物を荒らされてしまい収穫にも支障が出てしまう、防除してもどうしようもない事情であると私共で、捕獲の資格を持っている業者に捕獲許可を出すことがあります。そんなに件数は多くないのです。そういった理由でむやみにという言葉を使わせていただいております。

松村会長

わかりました。それで最後に33ページの表の下に下記参照となっているが次のページに記載がある。単純に編集の話です。

外山委員

次ページ参照にすればいいのではないですか。

事務局（五十嵐補佐）

申し訳ございません。次ページ参照の間違いでした。こちらの下記参照は直させていただきます。

松村会長

他にいかがですか。どうぞ

外山委員

2点質問があります。2ページ、アライグマの捕獲数、令和2年度が38頭、令和3年度が78頭、令和4年度が76頭と数が倍に増えていますが、原因はありますか。

事務局（石井課長）

アライグマの数なのですが、ちなみに平成30年は31頭、令和元年は61頭、令和2年は38頭、令和3年は78頭、令和4年は76頭です。年によって若干の差異はありますが、取り方や方法は変えたということではないです。他市を見てもだんだん増えている傾向でございます。例えば、飯能市や川越市では100頭を超え、県北など自然が豊かな方が頭数も多くなっています。

外山委員

15ページの表ですが、前回も指摘させていただいたのですが、下段に詳細については資料編の〇〇ページに掲載しています。と載せていただいているので、そちらで説明があるのかなと思うのですが、①河川調査で全亜鉛に対して、環境基準を超過し、不適合であった。と結果が出ているのではないですか。②小排水路調査でも生物化学的酸素要求量（BOD）、溶存酸素量（DO）、全亜鉛、ノニルフェノールや直鎖アルキルベンゼンスルホン酸及びその塩（LAS）が基準値を超過、③生物調査でも新河岸川はややきれいな水～きたない水の間、黒目川と越戸川はややきれいな水～大変きたない水の間との結果となった。これだけ見ると結構汚いのかな、大丈夫かな、基準値超過していると心配になってしまうので、対策がわかって、結果どう対策したのかはこちらの資料編に載っているのですか。載っているのだとしたら詳細については資料編に載せるだけだと、私がこれを読むと心配になってしまうので、もう少し不適合だとしても基準値より後退をしましたなど、簡潔でいいから一行入れてもらえるといいと思いました。

栗田委員

今の御質問に関連して、ここに書いてあるのはあくまでもデータの結論だけです。こうなった原因の調査やそれを調べた結果がどこかに記されているのかどうか、これを見た人はわからないのではないかと。調査をしてデータを羅列することはできるが、では原因はどこにあるのかが市民の方は心配になるのではないですか。その辺りはこういうところには表記はできないのですか。

事務局（石井課長）

昨年も同じ御質問をいただきましたので資料編の方に補足という形で原因はこの理由が考えられますと追記をさせていただいております。今回につきましても次回、他課のものと併せて朝霞の環境を出す際に、資料編で対応や原因について記載させていただければと思います。

松村会長

今日、資料編はないが、御指摘の点は去年と同様に資料編の中に記載する予定なのでお待ちくださいということですのでよろしいでしょうか。

事務局（石井課長）

次回、御審議いただければと考えております。

外山委員

詳細のところには原因分析と対策についてはと記載していただいた方がいいのではないかと。私が市民だとこれだけ見ると不安になってしまうと思うのでぜひお願いいたします。結構汚いという結果だけがあって、詳しいところまで見るのかなと心配になってしまいました。そこまで気になる人は詳細まで見てくれるかもしれません。

松村会長

外山委員の意見に追加させていただきます。15ページの下の方の米印に詳細についてはと書いてありますよね。私の使い方を言うと、まずざっくりと書いていて、より細かいことは〇〇を見てという時にここという使い方をする。外山委員はそう言っていないかもしれ

ないけど、詳細も何も書いていないです。この表を見ますと、トリクロロエタン等のところは不適合地点については継続調査をします。と書いてあります。これが書いてあると不適合で放りっぱなしではなくて、きちんとフォローアップ調査しているのだなとわかります。欄外を見ると詳細についてはと書いてあるので不適合地域のフォローアップ調査等の対応は詳細を見ればいいのか、一安心となります。一番上の生活環境項目、一般項目、流量については不適合であったと書いて終わりになっています。そして、詳細も何もないのです。不適合になった中身の詳細を書くようにすべきだと思います。御趣旨はできるだけ本文の中で書けるのであれば、欄外に書くのではなくて亜鉛についてもフォローアップや検討をしているのであれば書いていただく。スペースの許す限りで何か書かれるといいのではないかと。先ほどの課長の御説明で安心できたのだけど、これはこうでしたとファクトが書いてあるのは構わない。しかし、これはこうじゃないか、経年の推移を見ると増えている、これには書いてないけど事務局としてはこういうことを注意してやっています。これはそういう拠り所になるものだと思うのですよね。そういうことが資料編だけではなくて本文の中でスペースの許す範囲で書いていただけるといいと思います。御答弁は必要ないと思います。要望ということで、御指摘を踏まえて、あるいはこれまでの御指摘を振り返っていただければ本文を直していただければと思います。他の委員から御意見があればいかがですか。

平塚委員

今の話なのですが、あくまでもこれは調査の結果という点ではこういう表記でいいのではないかと思います。結果がいいのか、悪いのか。悪かったのであれば今後どうしていく、ここが基準なのでちょっと残念ながら悪かったです。というような理解がしやすい表記にしていただければと思います。継続的にこれからも監視をしていきます。または、原因を調査しています。と秋に備考欄で書かれているだけでもいいのかなと思います。ちょっと文章が長くてなにがなんだかわからないのですよね。もう少し、整理するといいと思います。例えば環境基準値ではないけれども、基準値を準用し検査した結果だとか、生物化学的に〇〇と書いてあるとか、ちょっと基準をオーバーしてるともう少し、わかりやすく記載していただくといいのかなと思いました。

松村会長

確かに委員の御指摘はよくわかります。許可する基準がないから、超過したからどうかというよりも事務局としては書いておきたい、書いていないといけない。これから作業していただくので、この際、気づいた点はいろいろだしていただいていると思いますが、いかがでしょうか。今日の議題はこれだけですか。あとで気が付いた場合はどうすればいいのですか。

事務局（五十嵐補佐）

1週間後の8月2日までは電話、手紙またはメールでいただければ、対応させていただきます。

松村会長

来週までか、この後か帰り際に出していただければと思います。お気づきの点があれば頂戴したい。

栗田委員

体裁の件ですけど、目次がございましてその下に例えば第1章環境施策の展開から始まって、1自然と人との共生、1-1、1、2、3、それぞれの番号の中に丸数字の番号が振っています。目次を見た限りではこの違いがわかるのですが、これが本文の方に行くときと頭がそろっている。そのため、初めて見たときにどの項目がどのナンバーよりも上の項目なのか上位関係がわかりづらいのではないかと思います、御要望したい。

松村会長

インテンドがいじれますので要望ということです。

事務局（五十嵐補佐）

これから帳合を調整させていただければと思います。ありがとうございます。

松村会長

他にいかがですか。よろしいですか。今、目次の話が出ましたが、次回は、資料編と用語解説の第2、3章がついて庁内他部署の分の黒字で消してあるところが入って。資料編と用語解説が入った格好で皆さんの意見を頂戴する。すでに資料編について御意見をいただいている。用語解説はこれまでも御要望があつて工夫を重ねてきている。もう一度必要があれば振り返っていただければと思います。資料編、用語解説を作られるときに書いてあるからいいでしょうのスタンスではなくてできるだけ市民の方にわかりやすくなっているかという視点で検証していただければと思います。他に何かありますか。

小島副会長

29ページなのですけども、今年度初めて入ってきたものですよ。29ページの犬のフン害防止！イエローチョーク作戦について読んでいるうちに朝霞市はやるのかなと思っていたら、黄色いチョークは、初回のみ環境推進課で配布しています。と初回のみということもよくわからないし、朝霞市環境推進課で応援しています、作戦をやりますという意味でこれは出てきたのかなと。ちょっとその辺が読んでみるとわかりにくかったなと思いました。こういう風にやってみようというものなのですよ。

事務局（石井課長）

先ほどの私の説明で環境美化推進員がイエローチョーク作戦をやっていますと話をさせていただいたのですが、これは犬のフンの解決策の1つになります。フンをされている所にイエローチョークで丸をして日付を書いて見ているところを強調する作戦なのですけど、この辺を一緒に行ってくれる方については、最初のチョークはお渡しいたします。まだ、大々的に宣伝して拡げる前段階というところですよ。御趣旨に賛同していただいて、私も賛同しているから丁度いいや、それやってみようかしらという方がいらっしやったら、始めていただいてここでは初回のみということなのですけども、いろいろ御相談いただければ今度、この制度を拡大して行って皆さんに大々的にキャンペーンということも考えられますので、その前段階という風に考えていただければと思います。

湯尾委員

一番下の注意事項に書いてありますけど、私有地や管理地、道路に関して落書きするみたいでなかなか微妙な運営だと思うので、注意してやっていただいた方がいいかなと感じました。

松村会長

課として考えているのは事実なのでしょう。それであれば、ストレートに書いた方がいいと思いますけどね。考えていないのであれば書く必要はないです。市の方針としてイエローチョーク作戦についてどういう風にやろうとしているのか、整理していただいて、検討中であれば、現在、こういうことを検討しています。ちなみにイエローチョーク作戦はこういうことです。今、御指摘があったようにこういう注意点があるのでこういうものを踏まえて検討していきたいと思っています。非常にニュートラルに考えておられることをそのまま書かれる方がいいように思っている。これを見ると、非常に工夫をされているのだろう。よく洗練された表現になっていると思うけど、さっきも口頭で課長が言われたことが非常に私たちからするとわかりやすく、そういう風には書けばいいと思います。

外山委員

多分、イエローチョーク作戦、作戦と書いてあるではないですか。ですからイエローチョークでフンに困っている人に、困っているのだったらこういう対策を取りませんか。という呼びかけだと思うのですが、読んでみると飼い主の方はイエローチョークでマークされることのないよう、正しくフンを持ち帰りましょう。と飼い主の人にも言っているし、イエローチョーク作戦の方法と書いてあるので、どっちに向けて書いてあるのか中途半端なのかなと思いました。フンに困っている人に対してメッセージをしているのか、それとも、こうされることのないよう飼い主の方は気を付けましょうとこのページで言いたいのか、そこが中途半端なのかなと思いました。

事務局（石井課長）

今、相談や苦情で犬猫のフン尿がポイ捨てよりも多く、御相談いただきます。その解消の一つの施策として、例えば黒目川の遊歩道とかいろんな所を、犬を連れてお散歩をされている方に対するマナーの向上、フンは持ち帰ってくださいという施策の一つに、また反対に、散歩している方が放置されているフンを見かけたら、黄色のチョークで囲って見えています。と両方の立場の行動なのですが、どちらかといいますとマナーを守って飼ってくださいという方たちに送りたいメッセージなのです。

外山委員

このページにマナーのことが書かれていて、そういうことなのだなとわかりました。

松村会長

念のために私自身の考えと、委員から出たのもまとめさせていただきます。委員からの御指摘がありましたけど、いろいろ注意してもらわないといけないところはあるけども、進めることが間違っていると皆さん言っているのではないのだと思う。しかし、ここに書かれているのをそのまま読むと、言いたいことがわかりづらいです。今もちょっと委員が

言われていましたけど、29ページのデザインを考えると良い。28ページの下は犬の飼い主のマナーの囲み記事になっていますね。ですから29ページも中身を変えることも一つの手だと思う。囲み記事みたいにしてしまう。フンはお持ち帰りしてというポスターみたいな呼びかけと、もう一つ、イエローチョーク作戦も課長の話でも飼い主が前のページが犬の飼い主のマナー①で、次のページが犬の飼い主マナー②。それであれば29ページも今やろうとしている取組の紹介であれば見た目も囲みにしてしまう。やるのはぜひ皆さんやっていた方がいいと思う。やるときは気を付けないといけません。あとはこの中でどう表現するとわかりやすいか、他にも御意見があればぜひお願いします。事務局の中で御検討いただけるといいのではないかな。好奇心で聞くけど、これ落とし物は拾わないでそのままにしておいて印をつけるのですよね。

事務局（石井課長）

ボランティアさんもいらっしゃるのですが、すぐ取らないでそのままにして日付を書いていただきます。

松村会長

ゴミの収集のルール違反でこのゴミは収集できませんと紙を貼っているものと同じですね。

事務局（石井課長）

犬を散歩している方がそのままにしておいてしまって、次回、通ったときに見られていることを意識させるようなものになります。日付も書かれていて、日付が2つ、3つになると大分見られているなどわかるような作戦です。

松村会長

私が思い付きで申し上げましたが、他にも委員から御意見ありますので、本件については取組自身をどう思っているかではなくて、朝霞の環境の中でどううまく説明するか。課長が御説明すると感心するのですよね。それを上手く書けばいいと思います。他にいかがですか。

長谷川委員

36ページのムクドリの件ですけど、今年もやられるのですか。

事務局（石井課長）

もうすでに7月18日にやりました。

長谷川委員

このページを読むだけだと、鷹匠によってムクドリを追い払ったという実績は書いてあるけど、その結果どうなのかということが書いてあると読んでいて楽しいのではないかな。その後どうなのかわからないので、実際、効果がどのくらいあったのか、その年、少なくともありました。そこら辺があるといいと思うのですよね。実際、効果は結構あるのですか。

事務局（石井課長）

ムクドリの追い払いなのですが、平成30年から地元の商工振興会のお力により始めております。その頃は3,000~5,000羽が毎年来ていました。今年で6年目になりまして、

毎年やるとすごく効果がございます。ただ、次の年、また生まれてきてその状況を知らないムクドリが来てしまいますので、毎回、集まってしまいます。まずムクドリが嫌がる音をムクドリに向けて市職員が音出しをします。音出しばかり行っているとムクドリも慣れて逃げなくなってしまいます。ですから、本物の鷹を使って、天敵の鷹がいると鷹を飛ばすと、劇的な効果で7月頃に3,000羽いたムクドリが次の日にはいなくなります。秋ぐらいにまた少し戻ってくるのが200~300羽程度。それに対して鷹で追うとその年はまったく来なくなります。それを6年続けていて、今年は7月18日に6月の後半から集まりだしたのですが、市職員が音を出して追い払いを行いました。そのあと、鷹を飛ばしたのですがほぼ、駅前にはいない状況になっております。

長谷川委員

なにかそこら辺のコメントがこのページにあれば効果があるとわかると思います。

松村会長

他にいかがでしょうか。この朝霞の環境はその取組状況（前年度の実績）を報告書としてまとめ、公表するものです。ということがいわゆる制度だと思えます。今の御意見もそうですけど、市民の方からすると、こういう風にやりました、確かにそれは条例、建前上はそれでいいかもしれないけど、その結果どうなったのか、気になる、知りたいという御意見があります。取組結果を書いてはいけないと条例に書いてあるわけではないから、いくつか関心事項ということで御指摘のあったところはスペースの許す範囲で、さっきの表の中にうまく入れるとか、欄外中に書けるとか、今日、委員から御指摘のあった取組の結果をお書きいただければと思います。次回に作られるときに、環境推進課の担当については御検討いただいてそういう案を作っていただければと思います。これは私の要望ということで聞いていただければと思います。やってみないとわからないですから。他にいかがですか。1週間くらい先までいいのですでしたか。

事務局（五十嵐補佐）

1週間先の8月2日までです。

松村会長

また、戻ってもいいのですが、とりあえず、議事次第の朝霞の環境についてはやりとりを終えたとして、その他をお願いします。

事務局（五十嵐補佐）

事務局から2点、御連絡いたします。先ほどの議題（1）の朝霞の環境(令和4年度年次報告書)につきましては、本日いただいた御意見を修正し、この後、他課所管分の実績を加えまして、第2回の環境審議会にお諮りした後、年内中の発行を目指してまいりたいと思います。もし、審議会後、他に気づいた点や、御意見等ございましたら1週間後の8月2日まで、電話でも手紙でもメールでも構いませんので事務局までお知らせいただければと思いますのでよろしく願いいたします。第2回の審議会ですが、11月22日（水）午前10時からの開催を予定しております。詳細等につきましては改めて通知させていただきますので、よろしく願いいたします。以上です。

松村会長

今日、説明を頂戴した資料1朝霞の環境については追加でお気づきの点があれば、この会議の後あるいは8月2日までに事務局にお伝えいただければと思います。次は11月22日ということのようです。これで一応、予定された案件は終わったようではありますが何かいい残したことはございますか。よろしいですか。資料についてお気づきの点があればお伝えいただいて、私の進行は以上で事務局の方へお返しさせていただきます。

事務局（五十嵐補佐）

松村会長ありがとうございました。これを持ちまして令和5年度第1回環境審議会を閉会とさせていただきます。皆さまお暑い中ありがとうございました。

◎閉会

議事録署名人

